

守るのは気づいたあなたのその勇氣

11月は児童虐待防止月間です

児童虐待は子どもを守るべき立場にある親や養育者が、子どもの心や体を傷つけ、子どもの健やかな成長や人格の形成に深刻な影響を与えるものです。

児童虐待に関する相談件数は、年々増加しており、社会全体で早急に対応しなければならぬ重要な課題となっています。

虐待ってこんなこと

■身体的虐待

子どもの身体に打撲傷、あざ、やけどなどの外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加える・・・など

■性的虐待

○子どもに性交渉、性的行為を強要する

虐待のない社会のために

■子育て中のお父さん・お母さんへ

子育てに関する不安や悩みは親であれば誰でも抱えているものです。育児の悩みやストレスが虐待につながることもあります。育児に悩んだら、一人で悩まずに、まずは相談窓口

虐待のない地域を皆さへ

に相談してください。さまざまな心理的、社会的理由から子育てへの助けを得られないために生じる保護者の「孤立感」も虐待の主な原因の一つです。あいさつやちよとした声かけ、心配り、支援によって虐待の芽を摘むことが大切です。子育て家庭を温かい目で見守る、そんな社会づくりをしていきましょう。

問子育て支援課 ☎427

相談窓口 (受付時間は、個別にお問い合わせください)

■子どもの養育や虐待の相談

子育て支援課	☎☎427
家庭児童相談室	☎☎472
保健センター	☎995-3381
子育て相談(わんぱる)	☎999-0321
越谷児童相談所草加支所	☎920-4152
休日夜間児童虐待通報ダイヤル	☎048-779-1154
草加保健所	☎925-1551
子どもスマイルネット	☎048-822-7007
乳幼児子育て相談	☎048-556-3311

■家族の問題の相談

よい子の電話教育相談 (いじめ・不登校)	【保護者用】☎048-556-0874 【子ども用】☎0120-86-3192
少年相談 (非行・少年の悩み事・いじめ)	☎048-865-4152
家族、夫婦、生き方などの相談	☎048-600-3800
ドメスティックバイオレンス (配偶者暴力)の相談	☎048-863-6060

■こころの苦しみの相談

こころの電話相談	☎048-723-1447
埼玉いのちの電話	☎048-645-4343
埼玉いのちの電話 こどもライン(18歳以下専用)	☎048-640-6400

育児に悩んだり、虐待の通報は、児童相談所全国共通ダイヤル

☎0570-064-000 (24時間受付)

支給額表(月額)

年齢区分		支給額
3歳未満(誕生日の月まで)		15,000円
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以後	15,000円
中学生		10,000円

次の場合は、請求・申請があった月の翌月分から手当の

注意

子ども手当は、支給資格を認定したうえ、10月から1月分を平成24年2月(15日予定)に、2・3月分を平成24年6月に支給する予定です。原則として口座への振り込みによりお支払いします。

支給

9月まで子ども手当を受給していた方には、すでに認定請求書を10月下旬に送付していますので、12月15日(木)までに提出してください。

支給額

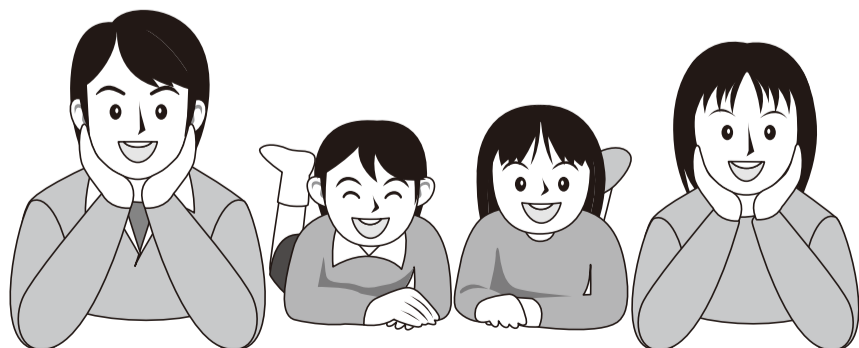
平成23年10月から24年3月までの子ども手当は、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」により、次のように支給されます。

主な変更点

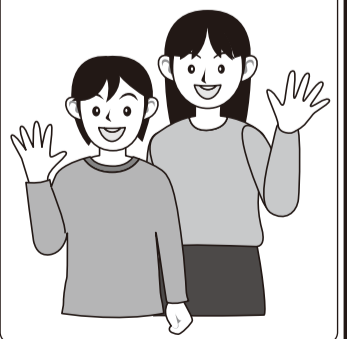
①子どもが留学以外の理由で海外に居住している場合は、支給されません。
②子どもが児童福祉施設などに入所している場合は、その施設設置者に支給されます。

申請

10月以後の子ども手当を受給するためには、これまで子ども手当を受給していた人を含め、対象となるお子さんを持つ方は、あらかじめ認定の請求が必要で(公務員は勤務先への請求となります)。



子ども手当が変わりました



子ども手当の支給についてお知らせします。問子育て支援課 ☎2009

対象となりますので、速やかに請求・申請してください。

○10月以後に、子どもが生まれるなど子ども手当の対象人数が変わった場合は、「額改定認定請求書」を提出してください。

○10月以後に、八潮市から転出される場合には、八潮市での消滅届と新しくお住まいになる市区町村への申請が必要です。